

独立行政法人農林漁業信用基金について

農林漁業信用基金



独立行政法人化

独立行政法人農林漁業信用基金

《主な業務》

信用保険・信用保証業務

農漁業の信用基金協会が行う農漁業者の債務保証についての保険
林業者の林業経営の改善に必要な資金の借入れについての債務保証

<災害補償関係業務>

農漁業の共済団体が行う共済事業に係る保険金の支払いに必要な資金
の貸付け

《予算、組織》

(平成14年度)

予算額：1,607億円(当初)

うち国費：32億円

国費以外：1,575億円

役員数：34名(監事含む)

(うち非常勤23名)



(平成15年度)

予算額：1,549億円

うち国費：17億円

国費以外：1,532億円(事業収入等)

役員数：9名(監事含む)

備考：15年度の予算額は、上半期の認可予算額と下半期の予算措置予定額の合計額である。

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヵ月間とする。</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。 また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより、農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。 信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p> <p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、自然条件等に左右され収益性が低いという農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>また、貸付金利については、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率及び保証料率については、収益性が低いという農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定します。 保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行います。その際、以下の措置を講じます。 ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置。 ・保険料率及び保証料率算定をシステム化。 ・信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会の開催等。 ・研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化。 林業信用保証については、利用者ごとのリスクの違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行います。</p>

慮した適切な水準に設定する。

2 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担の軽減を図るため、

保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、標準処理期間を設ける

基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う
専決権限の弾力化を行う
等により、事務処理の迅速化を図る。

3 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映

ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。

また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させるよう努める。

第3 業務運営の効率化に関する事項

信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

(2) また、貸付金利については、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定します。

2 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化に努めます。

(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、以下のとおり標準処理期間を設けます。

ア	保険通知の処理・保険料徴収	月次処理
イ	保険金支払審査	30日
ウ	納付回収金の受納	月次処理
エ	保証審査	7日
オ	代位弁済	日
カ	貸付審査	
	農業長期資金	日
	農業短期資金	10日
	農業災害補償	4日
	林業	3日
	漁業長期資金	日
	漁業短期資金	10日
	漁業災害補償	4日

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行います。

(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行います。

3 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映

(1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行います。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図ります。

(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させるよう努めます。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の効率化

4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、その効果を踏まえた組織体制・人員体制・人員配置の見直しを行う。

また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

2 経費支出の抑制

すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、廉価な調達等を図ることにより、経費支出の抑制に努める。

運営費交付金を一部充当して行う業務については、中期目標策定時において想定していない制度改正等への対応に係る経費を除き、中期目標の期間中、 %の運営経費（代位弁済費等の事業費、借入金利息及び求償権回収委託費を除く。）の節減を行う。

3 内部監査の充実

業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

4 情報処理システムの効率的な開発・運用

各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な情報処理システムの開発・改良に努める。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化に配慮し、システム開発費・運用経費が過大とならないよう配慮する。

第4 財務内容の改善に関する事項

信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとす

1 業務運営体制の効率化

(1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、その効果を踏まえつつ、業務の質や量に対応した組織体制・人員体制・人員配置の見直しを行います。

(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施します。

2 経費支出の抑制

(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、経費支出の抑制に努めます。

- ・予算管理、調達に係る規程を整備(予算の執行管理体制の整備)。
- ・役職員のコスト意識の徹底。
- ・費用対効果を検証。
- ・業務実施方法の見直し。
- ・一般競争入札等の積極的な導入。
- ・外部委託の推進。

(2) 国から交付される運営費交付金を一部充当して行う業務については、中期目標策定時において想定していない制度改正等への対応に係る経費を除き、中期目標の期間中、毎年度平均で、前年度比1%の運営経費（代位弁済費等の事業費、借入金利息及び求償権回収委託費を除く。）の節減を行います。

3 内部監査の充実

業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化します。

4 情報処理システムの効率的な開発・運用

各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良に努めます。

この場合、設計、業務処理方法の設定の段階から投資の合理化に配慮し、システム開発費が過大とならないよう配慮します。その際、現行システムの運用性等を十分に分析し、システムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制に努めます。

第3 予算、収支計画及び資金計画

第4 短期借入金の限度額

【業務別（農業信用保険・林業信用保証・漁業信用保険・

る。

1 業務収支の均衡

適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の及びの定めるところにより、業務収支の均衡（経常損益ベース）の達成に努める。

中期目標期間中に保険契約・保証契約を締結した案件については、引受審査能力の向上等により、その事故率・代位弁済率を %以下とすることに努める。この場合、事故率・代位弁済率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収の強化に努め、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収に努める。

2 責任準備金の計上

保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。

農業災害補償関係・漁業災害補償関係・林業等資金寄託・林業等資金貸付）に作成するが、検討中】

第5 施設及び設備に関する計画
【検討中】

第6 人事に関する計画
【検討中】